資料３

**障害者差別解消法及び障害者差別解消支援地域協議会について**

**Ⅰ　障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）**

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成２３年８月障害者基本法の改正により、基本原則として障害を理由とする差別その他の権利侵害が禁止された。

この差別の禁止規定を具現化し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成２５年６月に障害者差別解消法が制定され、平成２８年４月１日に施行された。

【参考】障害者基本法（抜粋）

（差別の禁止）

第四条　何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

２　社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

３　国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

　【障害を理由とする差別を解消するための措置】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 不当な差別的取扱い | 障害のある人への  合理的配慮の提供 |
| 行政機関等 | 禁止 | 法的義務 |
| 民間事業者 | 禁止 | 努力義務 |

　　・対象となる障害のある人

障害者基本法で定められたすべての障害のある人（身体障害、知的障害、精神障害〈発達障害・高次脳機能障害を含む〉、そのほかの心身の機能の障害〈難病に起因する障害を含む〉がある人で、障害や社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人）。障害者手帳をもっていない人も含まれる。

　　・不当な差別的取扱い

　　　　障害のある人に対して、正当な理由なく障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限する、障害者のない人に対しては付さない条件を付ける、等による、障害のある人の権利利益の侵害をいう。

　　・合理的配慮

行政機関等及び民間事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

　　・民間事業者

商業その他の事業を行う者であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同様の行為を反復継続する意思を持って行う者。個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となる。

**Ⅱ　障害者差別解消支援地域協議会**

**１　概要**

平成２８年４月から障害者差別解消法が施行され、行政機関等と事業者においては、不当な差別的取扱いが禁止され、合理的配慮の提供が義務付けられた（事業者による合理的配慮の提供は努力義務）。

また、国及び地方公共団体においては、障害者差別の解消に向けた体制の充実を図ることとされている。地域において生活する障害者の活動は、広範多岐にわたり、障害者が相談等を行うに当たっては、どの機関がどのような権限を有しているかは必ずしも明らかでない場合があり、また、相談等を受ける機関においても、相談内容によっては当該機関だけでは対応できない場合も想定される。

このため、本市において、障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして、障害者差別解消法第１７条の規定により、関係者で構成する広島市障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）を平成２８年９月に設置した。

**２　取扱事項**

地域協議会では、次のような事項について取り扱うことを想定している。

⑴　複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有

単一の機関では対応が困難な相談等について、紛争の防止や解決を後押しするための話し合いを持つ。

⑵　関係機関等が対応した相談事例の共有

関係機関等が対応した相談事例に関する情報、紛争の解決や合理的配慮の提供などに結びついた事例、相談を踏まえて実施した調整の内容について共有する。

⑶　障害者差別に関する相談体制の整備

障害者差別に関する相談へ対応することが想定される窓口の洗い出しや、窓口によって聞き取る内容の不整合が生じないようにするための共通の情報記入シートの作成、相談を受けてから事案の解決を目指す際の標準スキームの検討などについて協議する。

⑷　障害者差別の解消に資する取組の共有・分析

合理的配慮の事例を収集し、地域協議会の中で共有するとともに、実施に向けたポイントを評価・分析し、より多くの機関等で良い取組が実践されるような事例集の作成などについて話し合いを持つ。

⑸　構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し

合理的配慮の考え方や過重な負担の判断基準、蓄積・共有した事例等を踏まえて、権限を有する相談機関に解決方法をアドバイスする。

⑹　障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発

重点的に実施すべき研修・啓発等の分野や内容を検討するとともに、効果的な周知・発信の在り方などについて協議する。

**３　構成員**

相談への迅速かつ適切な対応や紛争解決に向けた対応力の向上、権利擁護に関する意識のＰＲ等を目的として、法務局・運輸局などの国の機関、障害者団体や家族会などの当事者、学校や社会福祉協議会、相談支援事業者などの教育・福祉機関、医師会、商工会議所、交通事業者、法曹関係者及び学識経験者等で構成する。

⑴　委員数：３０名

⑵　構成機関等：資料１のとおり

⑶　関係課等（広島市）

* 市民生活関係…消費生活センター、人権啓発課
* 福祉関係…障害自立支援課、精神保健福祉課、精神保健福祉センター相談課、こども・家庭支援

課障害児支援担当、福祉事務所、保健センター

* 教育関係…教育委員会特別支援教育課

⑷　事務局：障害福祉課